

2021（令和3）年度
創価大学教育学会総会議案書

2021（令和3）年6月6日（日）10時30分～

オンラインにて開催

次 第

○ 議長選出

（議 事）

1号議案 2020（令和2）年度事業報告

2号議案 2020（令和2）年度会計決算報告・監査報告

3号議案 会則の改正について

（本年度役員紹介）

4号議案 2021（令和3）年度事業計画

5号議案 2021（令和3）年度予算案

第1号議案

2020（令和2）年度 事業報告（案）

1 定期総会に替わる運営委員会 2020年 6月16日（火）18時30分～19時 オンライン

2 教育研究大会

日 時 2021（令和3）年1月31日（日）10時～14時30分

場 所 オンライン開催

内 容 ・口頭発表7件 ・自主シンポジウム1件 ・ラウンドテーブル1件

3 フォーラム（第2回東アジア学校カリキュラムと教授法研究大会）

日 時 2020（令和2）年12月12日（土）9時30分～16時

会 場 オンライン開催

内 容

◇開会挨拶 鈴木 将史 創価大学副学長

◇ 基調講演（13:40～15:00）

1. 中国の小学校数学の授業における「学び」の意味生成

部 舒竹（GAO SHUZHU） 首都師範大学初等教育研究所長

2. 日本の小学校算数の授業における「主体的・対話的で深い学び」の意味

鈴木 詞雄（SUZUKI NORIO） 創価大学教職大学院教授

◇ 分科会（15:10～16:30）

NO 主 題

1 持続可能な社会の発展に向けて—学校教育に求めるもの（教師教育を含む）

2 教科教育における教科内容と人間性開発(1)

3 教科教育における教科内容と人間性開発(2)

4 カリキュラムと教授法における認知科学の応用

5 学校教育の包容と平等—誰も取り残さないための学級経営

◇ 閉会挨拶 部 舒竹 首都師範大学初等教育研究所長

4 学会誌の発行

『創大教育研究』第30号 2020（令和2）年12月発行

5 創価大学教職大学院連絡会支援

日 時 2020（令和2）年10月11日（日）12時半から ZOOMにて開催

内容 連絡会総会及び修了生代表報告（ドイツのベルリン日本人国際学校勤務修了生他）

6 学生支援 研究奨励費の支給等

個人7名 グループ 2団体

7 WEB事業

情報交流の活性化（教育コンテンツの充実など）

8 運営委員会

会員異動事務及び上記事業の実施、学会誌編集等のため、10回開催した。（総会に替わるものも含む）

第2号議案

2020（令和2）年度会計決算報告・監査報告

費目		予算	執行状況	備考
収入				
1	繰越金	3,126,198	3,126,198	
2	教員会費（専任・非常勤・退職）	339,000	342,000	常勤50@6000×50人 非常勤・退職@3000×15人
3	学生・卒業生・賛助会員会費	45,000	49,000	学生・卒業生@1000×43人 賛助会員@2000×1人
4	利息収入	30	26	
*	フォーラム参加登録費		59,500	
小計		3,510,228	3,517,224	
支出				
5	総会運営経費	0		オンライン開催のため支出なし
6	教育研究大会経費	150,000	0	
7	フォーラム経費	150,000	292,715	通訳・翻訳料（予算額外は、フォーラム参加登録費、予備費等から充当）
8	会員拡大・学生支援費	500,000	391,540	
9	WEB事業経費	200,000	160,660	
10	アルバイト代	30,000	9,781	運営委員会議事録作成等
11	事務費・諸雑費	20,000	13,475	印章作成等
12	予備費	100,000	0	
小計		1,150,000	868,171	
次年度繰越金		2,360,228	2,649,053	

上記のとおり報告いたします。

2021年6月6日

2020（令和2）年度 会計担当 杉本久吉



監査の結果、上記内容に相違ないことを報告いたします。

監査実施日 2021年5月10日

会計監事 大久保敏昭



監査実施日 2021年5月10日

会計監事 山内俊久



第3号議案

会則の改正について

会の運営体制の改善・強化及び実態に即した修正を行うため、以下の改正を行う。

1 会長・副会長

これまでも創価大学教育学部及び教職大学院の共催を得て、国際的な研究会などを開催してきたが、その連携をより円滑にし、今後、本会の活動をよりダイナミックなものにするために、創価大学教育学部及び教職大学院の長が、会長及び副会長に就くこととする（副会長は新設）。これにより学部・教職大学院ひいては大学との一体的な活動がより展開しやすくなる。

2 総会関係

(1) コロナ感染予防等への対応

一般の感染症対応を含め、総会などをオンラインで開催できることを明記する。

(2) 議決事項の明記

現行の会則の表記が実態にあっていないため、実態に即して改正する。

3 運営委員会について

1の副会長の設置と運営委員の拡充が図りやすくなるように、条文を改正する。また、総会同様オンライン開催について明文化する。

新	旧
第3章 役員 第8条 本会に、次の役員を置く。 1.会長1名 2.副会長1名 3.運営委員10名程度 4.会計監事2名 第9条 会長は、本会を代表し会務を掌握する。 第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 第11条 運営委員会は、本会の運営にあたる。 第12条 会計監事は、本会の会計を監査する。 第13条 役員を選出は、次の方法による。 1. 会長は、創価大学教育学部長か創価大学教職大学院研究科長かのどちらかが就く。 2. 副会長は、創価大学教育学部長か創価大学教職	第3章 役員 第8条 本会に、次の役員を置く。 1.会長1名 (新設) 2.運営委員10名(会長を含む) 3.会計監事2名 第9条 会長は、本会を代表し会務を掌握する。 (新設) 第10条 運営委員会は、本会の運営にあたる。 第11条 会計監事は、本会の会計を監査する。 第12条 役員を選出は、次の方法による。 1.会長は、運営委員の中から総会で選出する。 (新設)

<p>大学院研究科長かのどちらかが就く。</p> <p>3. 運営委員は、会長が正会員から選任する。ただし、学生委員は準会員も可とする。なお、教員委員については教育学部ならびに教職大学院からの推薦を優先する。</p> <p>第14条 役員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>1.会長・副会長は、1年として再任を妨げない。</p>	<p>2. 運営委員は、正会員において教育学部・教授会構成員(4)・教職大学院・研究科委員会構成員(2)、及び大学院生(2)、学部学生(2)をそれぞれの互選により、選出する。但し、学部学生の場合は、準会員も含む。</p> <p>第13条 役員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>1.会長は、2年として再任を妨げない。</p>
<p>第4章 総会</p> <p>第15条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の定めによる。</p> <p>1.総会は、会長が年1回これを招集する。総会は正会員(委任状を含む)の過半数により成立する。議決は出席者の過半数による。なお、諸般の事情により、総会を対面形式で開催することが難しい場合は、オンラインにて開催することもできる。</p> <p>2.前項のほか、運営委員が(2字削除)必要を認めたとき、または会員の5分の1以上の要請があった時は、会長は臨時に総会を実施することができる。</p> <p>3.議長は、会長があたる。</p> <p>4.総会は、以下の事項について議決する。(1) 会則の変更 (2) 解散 (3) 事業の変更 (4) 事業報告及び収支決算 (5) その他会の運営に関する重要事項</p> <p>なお、総会では予め通知された事項についてのみ議決することができる。</p>	<p>第4章 総会</p> <p>第14条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の定めによる。</p> <p>1.総会は、会長が年1回これを招集する。総会は正会員(委任状を含む)の過半数により成立する。議決は出席者の過半数による。</p> <p>2.前項のほか、運営委員が緊急必要を認めたとき、または会員の5分の1以上の要請があった時は、会長は臨時に総会に招集することができる。</p> <p>3.議長は、総会において選出された会員がこれにあたる。</p> <p>4.総会は、運営委員からの事業報告と事業計画、決算報告と予算案を審議し、承認する。</p>
<p>第5章 運営委員会</p> <p>第16条 運営委員会は、次の定めによる。</p> <p>1.会長は、運営委員会の議長となる。(削除)</p> <p>2. 運営委員会は、会長の招集に基づき、随時これ</p>	<p>第5章 運営委員会</p> <p>第15条 運営委員会は、次の定めによる。</p> <p>1.会長は運営委員会の構成員となる。</p> <p>2.運営委員は運営委員長を選出し、委員長は運営委員会の議長となる。</p> <p>3.運営委員会は、委員長の招集に基づき、随時こ</p>

<p>を開催し、会則にのっとり必要な事項を審議し執行する。 なお、諸般の事情により、対面形式で開催することが難しい場合は、オンラインにて開催することができる。</p> <p>3. 前項のほか、緊急を要する問題の場合は、会長の要請に基づき運営委員会を総会に代わる審議機関とすることができる。</p> <p>第 17 条 第 18 条 第 19 条 附則 6.本会則は、2021（令和 3）年 6 月 6 日より実施する。</p>	<p>れを開催し、会則にのっとり必要な事項を審議し執行する。</p> <p>4.前項のほか、緊急を要する問題の場合は、会長の要請に基づき運営委員会を総会に代わる審議機関とすることができる。ただし、この場合は、結果を速やかに会長に報告するものとする。</p> <p>第 16 条 第 17 条 第 18 条 （新設）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2021（令和3）年度 役員（案）

会長	関田 一彦	教育学部長	再任
副会長	吉川 成司	教職大学院研究科長	新任
運営委員	平井 康章	教育学部教授会	任期中
	杉本 久吉	教育学部教授会	任期中
	戸田 大樹	教育学部教授会	任期中
	長島 明純	教職大学院研究科委員会	任期中
	宮崎 猛	教職大学院研究科委員会	再任
	三津村正和	教職大学院研究科委員会	新任
	岸 正寿	一般会員（教育学部非常勤講師）	新任
	中谷弘美	教職大学院生	任期中
	堤 陽子	教職大学院生	新任
	吉田澄香	教育学部学生	新任
	竹尾そら	教育学部学生	新任
会計監事	山内俊久	教育学部教授会	再任
	大久保敏昭	教職大学院研究科委員会	再任

4号議案

2021（令和3）年度 事業計画

1 定期総会（オンライン）

日 時 2021（令和3）年6月6日（日） 10時30分～11時30分

2 教育研究大会

日 時 2022（令和4）年1月30日（日） 10時～17時

場 所 創価大学教育学部棟またはオンライン

内 容

○研究発表

口頭発表・ポスター発表 自主シンポジウム

○研究奨励者代表表彰

※発表申込締め切り（予定） 12月中旬

3 フォーラム（第3回東アジア学校カリキュラムと教授法研究大会）（首都師範大学との共催行事）

日 時 2021年12月

会 場 オンライン開催

テーマ 「教え」から「学び」へ：誰も取り残さない教育を支える指導力を考える（仮）

4 学会誌の発行 『創大教育研究』第31号 2021（令和3）年12月発行予定

※締め切り（予定）は、2021（令和3）年9月6日（月）

5 創価大学教職大学院連絡会支援

日 時 2021（令和3）年10月10日（日） 場所 創価大学教育学部棟

内 容 ・ワークショップ（教職大学院修了生が講師） ※学部生へも参加を促す

・教職大学院修了生代表報告

6 研究活動の充実・研究大会の活発化に向けた研究奨励費事業の充実

①一般研究奨励（学部卒業生・院修了生）

②教職大学院・文学研究科研究奨励

③学部研究奨励

7 WEB事業

※教育コンテンツの充実（講演会や教育研究大会などの内容）

8 その他

2020(令和3)年度 創価大学教育学会 予算(案)

単位:円

名目	金額	備 考
収入の部		
前年度繰越金	2,710,615	
教員会費	333,000	常勤教員@6000× 48 人 非常勤・退職教員@3000× 15 人
学生・卒業生会費	53,000	学生・卒業生@1000× 45 人 賛助会員@2000× 4 人
利息	30	銀行利子
小計	3,039,083	
支出の部		
総会運営経費	0	感染症対応によるオンライン開催のため
教育研究大会経費	150,000	研究発表要旨集録作成・講師謝礼・交通費、役員弁当代ほか
フォーラム経費	150,000	資料作成、翻訳・通訳費、事務費等
会員拡大・学生支援費	500,000	研究助成、教職大学院連絡会補助ほか
WEB事業経費	200,000	Webサイトメンテナンス費用、サーバー更新料など
アルバイト代	30,000	会議録作成等
事務費・諸雑費	20,000	封筒、ラベルシールほか
予備費	100,000	
次年度繰越金	1,946,645	
小計	3,039,083	

創価大学教育学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、創価大学教育学会と称する。

第2条 本会は、建学の理念に基づき、教育学およびこれに関連する学術の研究を推進し、会員相互の交流を行うとともに、本学の学生や卒業生（修了生を含む）の教育研究の充実に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の研究促進を目的とする会合（以下「総会」という）の開催。
2. 会員の研究促進を図る講演会、研究会等の主催、又は後援。
3. 機関誌「創大教育研究」の発行。
4. 在学生会員の教育研究の補助、新入生研修の主催。
5. 会員名簿の作成、会員間のネットワークづくりと情報提供、ホームページの開設等会員間の研究交流を活性化する事業の展開、又は支援。
6. その他必要な事業。

第4条 本会は、事務局を創価大学〔〒192-8577 東京都八王子市丹木町1丁目236番地〕教育学部内に置く。

第2章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員 本学教職員（非常勤・退職者を含む）、本学学部生（通信教育部生を含む）大学院生及び本学卒業生（修了生を含む）のうち入会を希望し、所定の手続きをした者。
2. 準会員 入会を希望する学生（通信教育部生を含む）で、所定の手続きを経て、運営委員会の了承を得た者。但し、会費負担を負わない者。
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し運営委員会の了承を得た者。
4. 名誉会員 本会に寄与し、運営委員会の推薦により、総会で承認を得た者。
5. 本会の正会員の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 個人会員／本学教職員（非常勤・退職者を含む）。
 - (2) 在学生、卒業・修了生会員／本学の学部（通

信教育部を含む）又は大学院に在学する者、本学の卒業生（修了生を含む）で、所定の手続きをした者。

第6条 会員は、本会の実施する以下の活動等を優先的に受けることができる。

1. 会員は、本会が主催する各種の行事に出席することができる。
2. 正会員は、本会の機関誌その他の刊行物の頒布を受けることができる。又、機関誌「創大教育研究」に論文等を投稿することもできる。
3. 会員は、本会のWEBからの情報を入手することができる。
4. 会員は、本会が主催する各種の講演会、研究発表会に研究を発表することができる。

第7条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。2年以上会費を滞納した者および住所不明者は、滞納会費に相当する金額を納めるまでまたは住所が明らかになるまで、第6条に定めた会員の資格と権利が失われる。会費については細則で定める。

第3章 役員

第8条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 運営委員10名（会長を含む）
3. 会計監事2名

第9条 会長は、本会を代表し会務を掌握する。

第10条 運営委員会は、本会の運営にあたる。

第11条 会計監事は、本会の会計を監査する。

第12条 役員の実選は、次の方法による。

1. 会長は、運営委員の中から総会で選出する。
2. 運営委員は、正会員において教育学部・教授会構成員(4)・教職大学院・研究科委員会構成員(2)、及び大学院生(2)、学部学生(2)をそれぞれの互選により、選出する。
3. 会計監事は、運営委員会が決定する。

第13条 役員の実任期は、次のとおりとする。

1. 会長は、2年として再任を妨げない。
2. 運営委員は、原則2年として再任を妨げない。
3. 会計監事は、1年とし再任を妨げない。

第4章 総会

第14条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の

定めによる。

1. 総会は、会長が年1回これを招集する。総会は正会員（委任状を含む）の過半数により成立する。議決は出席者の過半数による。
2. 前項のほか、運営委員が緊急必要を認めたととき、または会員の5分の1以上の要請があった時は、会長は臨時に総会に招集することができる。
3. 議長は、総会において選出された会員がこれにあたる。
4. 総会は、運営委員からの事業報告と事業計画、決算報告と予算案を審議し、承認する。

第5章 運営委員会

第15条 運営委員会は、次の定めによる。

1. 会長は運営委員会の構成員となる。
2. 運営委員は運営委員長を選出し、委員長は運営委員会の議長となる。
3. 運営委員会は、委員長の招集に基づき、随時これを開催し、会則にのっとり必要な事項を審議し執行する。
4. 前項のほか、緊急を要する問題の場合は、会長の要請に基づき運営委員会を総会に代わる審議機関とすることができる。ただし、この場合は、結果を速やかに会長に報告するものとする。
5. 運営委員は、事業報告と事業計画、決算報告と予算案を総会に提出し、承認を得なければならない。
6. 運営委員会の下に事業の実行委員会および機関誌の編集委員会を置くことができる。

第6章 会計

第16条 本会の会計は、会費の収入によってまかなう。寄附金その他の収入は、運営委員会の承認を得て会計に繰り入れることができる。

第17条 本会の会計は、毎年4月1日より翌年3月31日までを会計年度とし、年度末収支決算を翌年度総会に報告し承認を得る。

第18条 会計監事は、年1回以上会計を監査し、結果を総会に報告する。

附 則

1. 本会則は、総会の議を経て、改廃することができる。
2. 本会則の施行にあたり必要な細目は、総会の議を経て別に細則としてこれを規定する。
3. 本会則は、平成26（2014）年5月31日より実施する。
4. 本会則は、平成28（2016）年6月5日より一部改

訂して、実施する。

5. 本会則は、平成30（2018）年6月9日より実施する。

細 則

1. 第4条に基づく機関誌『創大教育研究』は、運営委員会が会員の中から委託した編集委員により、別に定められた〈編集規定〉にのっとり、原則として毎年1回発行する。

2. 第7条に基づく会費は、当分の間次のとおりとする。

(1) 正会員 個人会員 年額6,000円

非常勤・退職教職員 年額3,000円

在学生、卒業・修了生会員 年額1,000円

円

(2) 賛助会員 年額 一口2000円（一口以上）

(3) 名誉会員 会費を免除する。